



大環ご発第5号
平成24年7月23日

東大和市廃棄物減量等推進審議会
会長 杉本 洲治 様

東大和市長 尾崎 保夫



東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂等について（諮問）

東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年3月25日条例第24号）第7条に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

- （1）東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂について
- （2）廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方について

2 諮問理由

現在の東大和市一般廃棄物処理基本計画（「ごみゼロを目指したまちづくり基本計画（ごみゼロプラン）」）は、平成20年度から24年度までを計画期間としていることから、平成25年度以降のし尿等を除く一般廃棄物の処理計画が必要となります。

これからの廃棄物処理のあり方は、市民一人ひとりが自分のできることを考え、行動することが重要であり、廃棄物となるものの受け取りを断る、廃棄物となるものを減らす、繰り返し使う、これらの取り組みによって、廃棄物の量を減らし、廃棄物の少ないまちづくりを推進していくことが求められています。

また、国における動向は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」により、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されており、多摩地区26市の状況も、19市において有料化の導入がされているところではあります。

平成25年度から29年度までの5年間の計画期間とする東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂、並びに、廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方につきまして、ご審議いただきますよう諮問します。